

# 委託業務仕様書

令和6年度有機フッ素化合物残留実態調査追加調査業務（以下「委託業務」という。）に係る業務仕様を、以下のとおり定める。

## 1 委託業務の目的

（別添「誓約書」を環境保全課に提出のうえ、同課窓口で閲覧により確認すること）

## 2 委託業務の概要

以下の調査業務及び分析業務を行う。

- (1) 水質現地調査業務
- (2) 土壌現地調査業務
- (3) 土壌資料調査業務
- (4) 水質分析業務
- (5) 土壌分析業務
- (6) 報告書作成業務

## 3 水質現地調査業務

下記6水質分析業務に供する検体採取のための現地作業として、以下のとおり行う。

- (1) 採取する検体の種類  
PFOS、PFOA、PFHxS及び6:2-FTSの4物質について水質分析を行うための水検体。
- (2) 採取する検体の数量  
1調査地点につき1検体。
- (3) 採取する場所  
10地点  
（詳細な場所は、別添「誓約書」を環境保全課に提出のうえ、同課窓口で閲覧により確認すること）
- (4) 採取時の留意事項  
ア 可能な限り分析結果に影響を与えないように、採取道具の材質等の選定、採取作業の実施及び検体の保管に注意すること。  
イ 潮汐の影響を受ける場所は、干潮時に採取すること。  
ウ 調査地点遠景、採取場所近景及び採取状況の写真を撮影すること。

## 4 土壌現地調査業務

下記7土壌分析業務に供する検体採取のための現地作業として、以下のとおり行う。

- (1) 調査の実施場所  
4地点  
（詳細な場所は、別添「誓約書」を環境保全課に提出のうえ、同課窓口で閲覧により確認すること）
- (2) 採取する検体の種類  
PFOS及びPFOAの2物質について土壌溶出量分析を行うための土壌検体。
- (3) 採取する検体の数量  
1調査地点につき3検体。
- (4) 検体採取の方法  
「ダイオキシン類に係る土壌調査測定マニュアル（令和4年3月）」を参考に、1地点につき5か所から表層土壌を採取し混合したものを1検体とする。  
1検体につき5～100㎡の範囲内で採取するものとし、3つの検体で採取範囲が重複しないようにする。
- (5) 採取時の留意事項  
ア 可能な限り分析結果に影響を与えないように、採取道具の材質等の選定、採取作業の実施及び検体の保管に注意すること。  
イ 調査地点遠景、採取場所近景及び採取状況の写真を撮影すること。

## 5 土壌資料調査業務

地歴等調査に関する資料調査として、以下の私的資料、公的届出資料、一般公表資料を収集する。

### (1) 土地の登記情報の取得

調査地点の土地について、登記事項全部証明を取得し、土地の利用履歴を把握すること。

### (2) 航空写真の取得

ア 調査地点を中心とする半径 500m 程度の状況を確認できること

イ 1945 年頃から現在までの期間で、調査地点の土地利用状況が変化した年について主として取得するなどし、継時変化を把握できること。

ウ 同時期に撮影された航空写真が複数ある場合、敷地の中の特定の箇所の使用状況が把握できる解像度の写真を優先して取得すること。

### (3) 住宅地図等の取得

ア 調査地点を中心とする半径 500m 程度の状況を確認できること。

イ 1945 年頃から現在までの期間で、調査地点の土地利用状況が変化した年について主として取得するなどし、継時変化を把握できること。

### (4) 地形図等の取得

調査地点及び隣接する敷地を含む地形図等を取得すること。

## 6 水質分析業務

上記 3 水質現地調査で採取した検体について、以下の方法により行う。

### (1) PFOS 及び PFOA

令和 2 年 5 月 28 日付け「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」の定めによる。

### (2) PFHxS

「中央環境審議会水環境・土壌農薬部会環境基準健康項目専門委員会（第 19 回）」配付資料 3 別紙 6 「ペルフルオロヘキサンスルホン酸（PFHxS）の分析法」の定めによる。

### (3) 6:2FTS

令和 2 年 5 月 28 日付け「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について（通知）」の定めに基づいて行う。

## 7 土壌分析業務

上記 4 土壌現地調査で採取した検体について、令和 5 年 7 月 31 日付け「土壌中の PFOS、PFOA 及び PFHxS の暫定測定方法」（溶出量試験）の定めにより行う。

## 8 報告書作成業務

以下の細目で、個別の文書として作成すること。

### (1) 計量証明書（水質分析業務）

### (2) 計量証明書（土壌分析業務）

### (3) 水質調査結果提出様式

### (4) 土壌調査結果提出様式

### (5) 水質現地調査報告資料

### (6) 土壌現地調査報告資料

### (7) 土壌資料調査報告書

収集した資料に基づき、次のとおり行うこと。

ア 地歴等を時系列に整理すること。

イ 収集資料一式を添付すること。

## 9 委託業務の成果物

上記 8 の報告書について以下のとおり。

### (1) 紙媒体各 1 部

### (2) 一式を保存した CD-R 又は DVD-R 1 枚

# 誓約書

沖縄県環境部環境保全課長 殿

令和6年度有機フッ素化合物残留実態調査追加調査業務（以下「委託業務」という。）に関して、委託業務の目的、水質現地調査業務の採取する場所、土壌現地調査業務の調査の実施場所（以下「守秘事項」という。）についての情報を閲覧するに当たり、以下の事項を厳守することを誓います。

- 1 守秘事項について、閲覧により知り得た情報を他に漏洩しないこと。
- 2 閲覧により知り得た守秘事項は、委託業務に係る一般競争入札への参加の目的以外の目的に利用しないこと、又は第三者に提供しないこと。
- 3 閲覧する資料を撮影又は複製しないこと。
- 4 守秘事項を他に漏洩させ若しくは第三者に提供し又はそのおそれがある場合は、直ちに沖縄県環境保全課に報告するとともに、情報の拡散防止に必要な措置を講じること。
- 5 守秘事項を他に漏洩させ若しくは第三者に提供したことで、沖縄県又は第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償すること。
- 6 守秘事項を他に漏洩させ若しくは第三者に提供した場合、入札参加資格を失うこと。

令和 年 月 日

住所  
法人名称  
代表者 職名・氏名

印